

# 呉自社商品開発協議会会則

## (名称)

- 第1条 この会の名称を呉自社商品開発協議会（以下「本会」という。）とする。  
2 本会の愛称を“K I T 2 1（Kure Innovation Team 21st Century）”とする。

## (目的)

- 第2条 本会は、会員相互の情報や技術を融合し、共同開発と会員相互の自社商品開発を推進し、会員企業の活性化と発展を図るとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

## (事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 経営、技術、市場などの新商品開発に役立つ知識、経験に関する情報及び意見の交換
  - (2) 経営戦略、技術開発、人材育成など企業活性化につながる研修会、講習会などの実施
  - (3) 生産高度化のための技術、販売での相互協力の助長
  - (4) 未来に受け継ぐより良い人材と科学技術に興味を持つ土壌を育む場の提供
  - (5) 前号の具体的事業の一つとして「みんなの夢アイデアコンテスト（以下「夢コン」という。）」を実施
  - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

- 第4条 本会は、第2条の目的に賛同する企業等からなる会員をもって構成する。  
2 本会への入会に当たっては随時事務局に入会申込書を提出し、これが受理されたものを会員とする。  
3 会員が本会の趣旨又は目的等に違反した場合には、これを除名することができる。

## (役員)

- 第5条 本会には、次のとおり役員を置く。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 企画委員 若干名
  - (4) 運営委員 若干名
  - (5) 夢コン実行委員長 1名
  - (6) 会計委員 1名
  - (7) 監査委員 2名
- 2 役員選出
- (1) 会長及び監査委員は、会員の互選による。
  - (2) 副会長、会計委員及び企画委員は、会長の指名による。
  - (3) 運営委員は、次の者が就任する。  
ア 各グループの代表者  
イ 会長が指名した者
  - (4) 夢コン実行委員長は夢コン実行委員の互選による。
- 3 役員職務
- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が職務遂行できないときは、その職務を代行する。
  - (3) 企画委員及び運営委員は、各会議を通じて本会の企画、運営にあたる。
  - (4) 夢コン実行委員長は、各会議を通して夢コンの運営にあたる。
  - (5) 会計委員は、第11条の処理年度に準じて本会の会計業務を行う。
  - (6) 監査委員は本会の会計処理等の監査業務を行う。
- 4 役員任期
- (1) 任期は2年。ただし、再任を妨げない。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、運営委員のうち、グループ代表者及び夢コン実行委員長は就任期間。

(会議)

第6条 会議は総会、役員会、企画会議、運営会議、夢コン会議とする。

(1) 総会

ア 会長が招集し、議長となる。

イ 会長及び監査委員の選出を行い、役員を指名する。

ウ 年間事業の計画・予算等について審議・決定をする。

エ 総会を開催できない特別な理由が生じた場合、役員会の決定をもって総会の仮決定とし、会の運営を継続する事が出来る。早い時期に総会を開催し本審議、本決定する。

(2) 役員会

ア 会長が必要に応じて役員を招集し、議長となる。

イ 企画会議から付議された次年度計画案、予算案及び総会原案について審議・決定をする。

ウ 各グループ活動の進捗状況を把握し活動が円滑に行われるよう支援する。

(3) 企画会議

ア 会長が必要に応じて企画委員、夢コン実行委員長を招集し議長となる。

イ 企画会議は、本会の目的を円滑に達成するため、2月末までに次年度事業計画案、予算及び総会案などの作成に関し審議する。

(4) 運営会議

ア 会長が必要に応じて運営委員を招集し議長となる。

イ 運営委員会は、グループ活動の進捗状況を把握し、事業計画が円滑に執行されるよう業務分掌し各事業の管理運営を行う。

(5) 夢コン会議

ア 夢コン実行委員長が招集し議長となる。

イ 夢コンが目的に沿って円滑に執行されるよう企画、管理、運営する。

(6) 各会議は審議、決定を必要に応じて電磁的方法に変えることができる。

(グループ)

第7条 本会の目的を達成するため、会員によりグループを組織する。

(1) グループの分類

活動の目的・テーマにより実践グループ及び研修グループに分類する。

ア 実践グループ：具体的な商品及び技術の開発に取り組む。

イ 研修グループ：研修等を実施し、自社商品開発を推進、実践グループを目指す。

(2) 結成、解散、参加

ア 会員は自由に結成、解散を行える。

イ 結成、解散は速やかに会長へ文書で届け出ると共に、届け出の内容を会員に通知する。

ウ 会員は、自由に重複して複数グループに参加することができる。

(3) 代表、活動など

ア グループ代表者はグループ参加会員の互選による。

イ グループへの加入脱退、その他運営方法はグループ員で定め、活動経費はグループ員が負担する。

(守秘義務)

第8条 会員等（本会の会議、事業等へ参加を認められた者を含む。）は、本会を通じて知り得た秘密事項の取扱いを呉自社商品開発協議会知的財産に係る規約に基づいて行い、退会後も同様の取扱いを遵守するものとする。

(入会金等)

第9条 本会の経費は、入会金、年会費その他の収入をもって充てる。

(1) 入会金

入会に当たっては、入会金10,000円を納入しなければならない。ただし、学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めによる大学、高等専門学校、専修学校その他会長がこれらに準じる学校として認めたものにおいて就学中である者をいう。以下同じ。）の入会に当たっては、これを免除する。

(2) 年会費

会員は年会費として5,000円を納入しなければならない。ただし、学生の年会費は1,000円とする。

(3) その他

ア 本条に規定するもののほか、役員会の議を経て臨時に必要な会費等を徴収することができる。

イ 納入された入会金その他会費等は原則として返還しない。

(退会)

第10条 会員が退会を希望するときは、退会届を会長に提出するものとする。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、公益財団法人くれ産業振興センターに置く。

2 事務局は、本会の庶務を行う。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会及び役員会において決定する。

付 則

この会則は、平成12年12月13日から施行する。

付 則

この会則は、平成13年5月18日から施行する。

付 則

この会則は、平成14年5月24日から施行する。

付 則

この会則は、平成15年6月3日から施行する。

付 則

この会則は、平成16年4月27日から施行する。

付 則

この会則は、平成17年4月26日から施行する。

付 則

この会則は、平成18年5月26日から施行する。

付 則

この会則は、平成23年5月27日から施行する。

付 則

この会則は、平成26年5月21日から施行する。

付 則

この会則は、平成28年5月19日から施行する。

付 則

この会則は、令和3年5月21日から施行する。